

名古屋市歩行者案内サインマニュアル

(第3次改定版)

平成29年12月 名古屋市住宅都市局

(一部修正：令和4年4月1日)

はじめに

本市では、主に本市の担当者が手引きとして活用することを前提とした「名古屋市歩行者系サインマニュアル」を昭和 63 年に策定し、歩行者案内サインを市内各所に設置してきました。

マニュアルは、地理に不案内な人が目的地に円滑に到達できるよう、案内サインを人の動きに即して体系的に設置する「サインシステム」に特徴があり、市民や本市への来訪者にとってわかりやすいサインの整備に一定の役割を果たしてきたものと考えています。

しかしながら、策定から約 30 年が経過し、マニュアルに沿って設置された 800 基以上のサインについては経年劣化等に対する修繕や情報更新といった維持管理上の課題があるほか、さまざまな種類のサインが乱立し景観を阻害しているという状況、防災上のサインなど新たな情報表示ニーズや ICT（情報通信技術）の進展への対応といった課題が浮き彫りになってきています。

そうしたことから、これまでのマニュアルの位置付けの見直しを含め、以下の方針により、サインマニュアルの改定を実施します。

①民設民営を視野に入れたマニュアル

歩行者案内サインは、本市が設置するものだけでなく、民間企業や地域団体などが設置するものも増えてきており、それらが統一感のあるデザインとなることで、より効果的な案内が可能となるものと考えます。そこで、本マニュアルの適用対象を拡大し、本市が設置するサインのみならず、民間企業等の設置するサインにも活用していただく位置付けとしました。また、サインの維持管理上の課題への対応として、維持管理等に必要となる費用をまかなうため、サインに広告が掲載されることを想定した基準としたほか、サインを制作する際の負担軽減を目的に、案内地図に基本的に掲載すべき具体的な施設名称等を提供することとしました。

②地域案内サインへの特化

スマートフォン等の普及により、経路案内アプリの利用者が多くなりつつあるほか、場所によっては利用頻度の低い案内サインも見受けられることが現況調査により明らかになってきており、これまでのマニュアルで想定していた、システム化された案内サインによる体系的な現地での案内が必須ではなくなっている状況です。そこで、本マニュアルで扱う基準は、利用者ニーズの高い「地域案内サイン」に特化したものとしました。サインの集約化とあわせて、利用頻度の低いサインが撤去されることで、サイン乱立による景観阻害防止の効果も期待されます。

※「地域案内サイン」…地図により一定区域内の道路や施設などを案内するサイン（名古屋市歩行者系サインマニュアル）

③案内地図の見直し

従前のマニュアルにおける案内地図は、情報量が多く、見にくいとの声もある一方で、防災情報など新たな情報掲載ニーズもあることから、掲載情報を整理し、適切な情報量となるよう見直しをはかりました。あわせて、その色彩についても、色覚障がい者に配慮したものとするなど、ユニバーサルデザインを意識した改良を加えています。

目次

はじめに

1 本マニュアルについて	2
1-1 目的	2
1-2 基本的な方針	2
1-3 今後の方向性	3
2 案内地図	6
2-1 表示基準	6
2-2 他の媒体への活用	18
3 案内サイン本体	20
3-1 構造等	20
3-2 レイアウト	20
3-3 表示基準	23
3-4 設置基準	27
4 維持管理	30
4-1 清掃・点検	30
4-2 掲載情報の更新	30
4-3 適正配置	30
参 考	32

1 本マニュアルについて

- 1-1 目的
- 1-2 基本的な方針
- 1-3 今後の方向性

1 本マニュアルについて

1-1 目的

本マニュアルは、すべての歩行者案内サイン設置者を対象として、その制作に関係する基準を明確にし、統一感のあるデザインをもって、利用者の利便性向上に寄与することを目的に作られています。あわせて、制作に必要な情報をできる限り具体的に提供することで、設置者の負担を減らすことを意図しています。

なお、マニュアル内の基準は、基本的に歩行者案内サインを作成することを前提としていますが、紙媒体や電子媒体での活用も視野に入れ、より効果的な情報提供にも寄与することが期待されます。

1-2 基本的な方針

上記の目的を達成するため、以下の基本的な方針により、マニュアルを作成しています。

- 1 情報の盛り込みすぎにより、かえって目的地を見つけにくくなることを避けるため、掲載する情報はできる限り絞りました。
- 2 高齢者、障がい者等の社会的弱者や外国人に配慮したユニバーサルデザインとしました。
- 3 公共空間において必要以上に目立つことなく、景観になじむシンプルなデザインとしつつ、遠方からの視認性を確保するものとしました。
- 4 デザインの統一化を図りつつも、自由度を損なわない構成に配慮しました。
- 5 制作の負担を減らすために、案内地図に掲載する施設等の名称を市公式ウェブサイト上で公開しました。



デザインの統一化を図った案内サインの例

1-3 今後の方向性

本マニュアルは、これまでのマニュアルが対象としてきた、おもに道路上に設置される歩行者案内サインを例に基準が設定されていますが、今後、多様な媒体での活用や技術の進展への対応、施設における案内サインとの連携などが課題となってくることも想定されます。

本マニュアルとしては、そうした課題に柔軟に対応し、より統一感のある利便性の高いサインを目指して、必要に応じて更新・拡充をはかっていくものとします。

2 案内地図

2-1 表示基準

- A) 向き
- B) 縮尺
- C) 現在地
- D) 掲載内容
- E) 文字
- F) ピクトグラム
- G) 文字とピクトグラムのレイアウト
- H) カラー計画
- I) 案内図作成例

2-2 他の媒体への活用

2 案内地図

2-1 表示基準

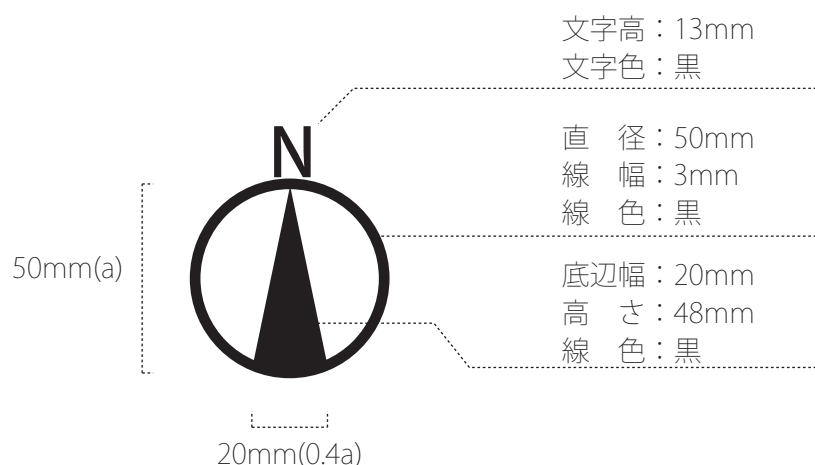
利用者にとって、案内サインを構成する要素の中では、案内地図から得られる情報が最も多く、最も注意が集まる部分ですので、設置者の異なる案内サインにおいても掲載内容や表示方法が統一されることは、利用者にとっての利便性向上に大きく寄与するものと考えます。

ここでは、案内サインに掲載する案内地図として、標準的な 820mm×820mm のサイズのものを想定した基準を示していますが、作成する案内地図の大きさや目的に応じ、適宜、文字の大きさ等を調整するものとします。

A) 向き

案内地図に向かって前方が上となるようにし、地図内の右上に方位を掲載します。

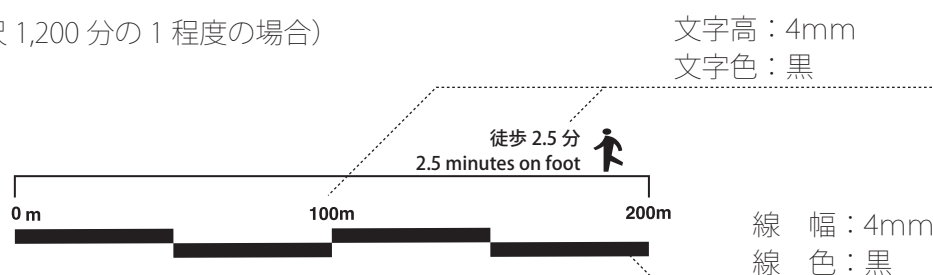
■方位



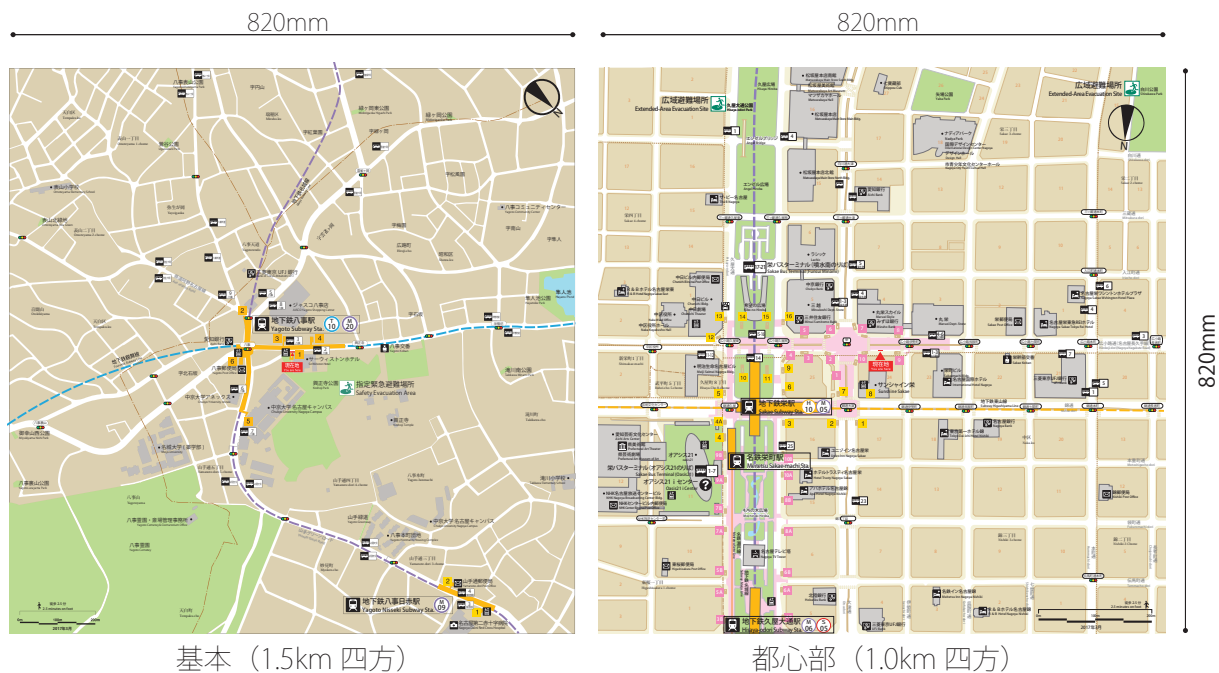
B) 縮尺

基本は 1,850 分の 1 程度としますが、都心部は掲載すべき内容が増えるため 1,200 分の 1 程度とします。また、地図内の右下または左下に、歩行時間目安付きの縮尺（スケールバー）を掲載します。

■スケールバー（縮尺 1,200 分の 1 程度の場合）



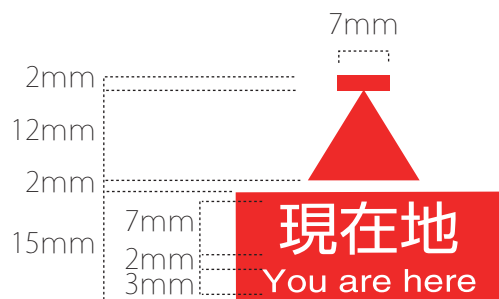
■掲載範囲のイメージ



C) 現在地

地図上で最も目立つように現在地を掲載します。掲載にあたっては、板面と見ている方向の位置関係がわかるようなデザインとします。

■現在地



D) 掲載内容

多くの方が利用する施設や移動の目印となる情報（交通施設やランドマーク）を中心に掲載します。なお、掲載内容の一部は名古屋市公式ウェブサイトにて公開しています。（名古屋市公式ウェブサイト「サインマニュアル」で検索）

■ベース図（線及び面などで構成される基本的な地図情報を掲載したもの）

掲載事項		図形	名称	ピクトグラム	アイキャッチャー※1
地勢	河川	●	●		
	池	●			
	運河	●	●		
	名古屋港	●	●		
道路・街区	道路	●	●		
	橋りょう	●	○		
	街区	●	●		
公園・緑地	公園・緑地	●	○		
	緑道	○	○		
	街園	●			
道路施設	歩道、駅前広場	●			
	横断歩道	○			
	横断歩道橋 ペDESTリアンデッキ	●		● ※2	
	地下街・地下横断歩道	●		● ※2	
	自転車道	○	○		
	信号機	●	●		
交通施設	鉄道路線	●	●		
	鉄道駅	●	●	●	
	バスターミナル	●	●	●	
	バス停		●	●	
	タクシー乗り場				●
	旅客船ターミナル	●	●	●	
行政区分	市、区、町丁目	●	●		

※1 アイキャッチャーとは、地図上に掲載する名称を視覚的に強調するため用いる印です。掲載方法は、p10を参照してください。

※2 横断歩道橋・ペDESTリアンデッキおよび地下街・地下横断歩道のピクトグラムは「エレベーター」「エスカレーター」を掲載します。

■施設情報

掲載事項			図形	名称	ピクト グラム	アイキャ ッチャー
避難施設	指定緊急避難場所	広域避難場所、一時避難場所、津波避難ビル など	●	●	●	
観光施設	観光案内所	名古屋駅観光案内所、オアシス 21 i センター 金山観光案内所	●	●	●	
	観光施設 コンベンション施設		●	●	●	●
文化・スポーツ施設	博物館、美術館		●	●	●	
	文化財等施設	国宝、重要文化財、国・県・市の指定文化財 となっている建造物・史跡・名勝	●	●		●
	興行場	収容人数 300 人以上の施設	●	●		●
	教育・スポーツ施設	生涯学習センター、文化小劇場、図書館、 収容人数 500 人以上の体育館・スポーツ施設	●	●		●
その他施設	病院	ベッド数 200 床以上の病院、休日診療所	●	●	●	
	ホテル、旅館	室数 200 室以上または国際観光ホテル整備法 による登録ホテル・登録旅館	●	●	●	
	銀行、A T M	銀行法に定めるもの（都心部は外貨両替 できるものに限る）	●	●	●	
	郵便局	郵便、貯金、A T M があるもの	●	●	●	
	大規模小売店舗	店舗面積 6,000 m ² 以上の店舗	●	●		●
公共施設	警察署、交番		●	●	●	
	公共施設	市役所・県庁・区役所・支所など	●	●		●
	学校		●	●		
ランドマークと なる施設	大きな建物	延べ面積が 1 万 m ² 以上 （都心部は 5 万 m ² 以上）の建物	○			○
	特徴的な形をした建物	名古屋テレビ塔	○	○	○	○
	大きな住宅団地	500 戸以上の住宅団地	○	○		○
	消防署、テレビ局		○	○		○
	結婚式場		○	○		○
	アーケード	道路全面が覆われたもの （大須、円頓寺など）	○			
	街路樹など	桜通の銀杏、名古屋城お堀など	○			
	都市景観重要建築物 景観重要建造物		○	○		

●：掲載が望ましい

○：移動の手掛かりとなる場合に掲載

E) 文字

書体は視認性の優れた角ゴシック体を基本とし、ユニバーサルデザインフォント（UD）も採り入れるものとし、言語は、表示面に限りがあることから、原則日本語と英語の2か国語表記とします。なお、区名称、町丁目名称は明朝体を基本とします。

■使用するフォントの例

基本 ヒラギノ UD 角ゴシック W5 / 新ゴ W5

区名称・町丁目名称 小塚明朝 M

■文字の大きさ、文字間隔

矢場公園 0.75a
Yaba Park 0.25a
0.5a

鉄道駅及び避難施設 : a=14mm

上記以外の主要施設※ : a=11mm

上記以外 : a=8mm

※掲出する施設を絞りこみ、長体は基本的に用いないこととします。レイアウト上、どうしても必要となる場合には、長体ではなく文字の大きさにより調整をします。

※主要施設は、地下鉄出入口やバスターミナル等を行います。詳細は p24 に掲載する主要施設を参照してください。

F) ピクトグラム

JIS Z 8210 で定められた記号を使用することを基本とし、それ以外の個別記号の使用は極力控えることとします。

■使用箇所と大きさ

使用箇所	大きさ
鉄道駅及び避難施設	21.0mm
上記以外の主要施設	16.5mm
上記以外	12.0mm

■JIS(日本産業規格)で定められたピクトグラム
公共・一般施設



案内所(有人)



案内所(有人・無人)



病院



警察署/交番



エスカレーター



エレベーター



郵便局



ホテル



博物館/美術館



銀行

交通施設



鉄道



旅客船ターミナル
フェリー乗り場



バスターミナル
バス停



タクシーのりば

避難施設



指定緊急
避難場所



津波避難ビル

■ランドマークとして目立たせるため限定的に表示する個別記号



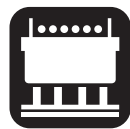
市役所



県庁



名古屋城



熱田神宮



東山動物園



名古屋港水族館



名古屋
国際会議場



ナゴヤドーム



JRセントラル
タワーズ



名古屋テレビ塔



市科学館



名古屋港
ポートビル

※JR セントラルタワーズのピクトグラムを本来の目的以外に使用する場合は、事前にウォークابل・景観推進室へご相談ください。

G) 文字とピクトグラムのレイアウト

文字とピクトグラムの基本的なレイアウトは、以下のとおりとします。ピクトグラムの位置は、文字の左側を基本としますが、他の表示との関係により、適宜位置を調整するものとします。

掲出する施設を絞りこみ、長体は基本的に用いないこととします。レイアウト上、どうしても必要となる場合には、長体ではなく文字の大きさにより調整をします。

■文字とピクトグラムのレイアウト



鉄道駅及び避難施設：a=14mm
上記以外の主要施設：a=11mm
上記以外：a=8mm

■文字とアイキャッチャーのレイアウト



鉄道駅及び避難施設：a=14mm
上記以外の主要施設：a=11mm
上記以外：a=8mm

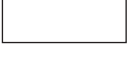
■避難施設の表記

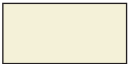


H) カラー計画

地図中に掲載する地形、施設、文字、ピクトグラム等に使用する色は、以下のとおりとします。

■カラー計画

		CMYK	RGB	DIC	マンセル
	本体ベース	C89 M54 Y90 K0	R0 G106 B65	387	5G 4/8
	市・区境界線	C37 M62 Y100 K0	R176 G113 B32	338	2.5Y 4/6
	河川・港湾・湖沼・水路	C35 M0 Y5 K0	R52 G179 B128	19	10B 7/6
	公園・緑地	C29 M0 Y55 K0	R52 G179 B128	13	7.5G 6/8
	地下鉄東山線	C4.6 M34.2 Y75.8 K0	R232 G176 B55	2534	9.9YR 7.7/12
	地下鉄名城線・名港線	C40 M55 Y0 K0	R160 G116 B210	106	4.4P 5.7/13.9
	地下鉄鶴舞線	C98 M0 Y0 K0	R0 G156 B205	138	5.9B 5.6/11.8
	地下鉄桜通線	C0 M93 Y67 K10	R173 G51 B69	2492	4.3R 4.5/13.8
	地下鉄上飯田線	C0 M61 Y0 K0	R210 G119 B177	F180	3.4RP 6.5/12.8
	あおなみ線	C85 M78 Y0 K0	R60 G69 B154	223	8.6RB 3.16/12.37
	ゆとりーとライン	C91 M73 Y0 K0	R29 G75 B159	185	5.8PB 3.2/12.75
	JR 線・名鉄線・近鉄線・リニモ等	C50 M78 Y100 K0	R149 G81 B42	323	7.5YR 4/6
	鉄道駅	C11 M74 Y100 K0	R219 G97 B13	201	2.5YR 5/12
	道路	C0 M0 Y0 K0	R255 G255 B255	白	N9.5
	自動車専用道路	C49 M42 Y49 K0	R148 G143 B127	543	N6.5

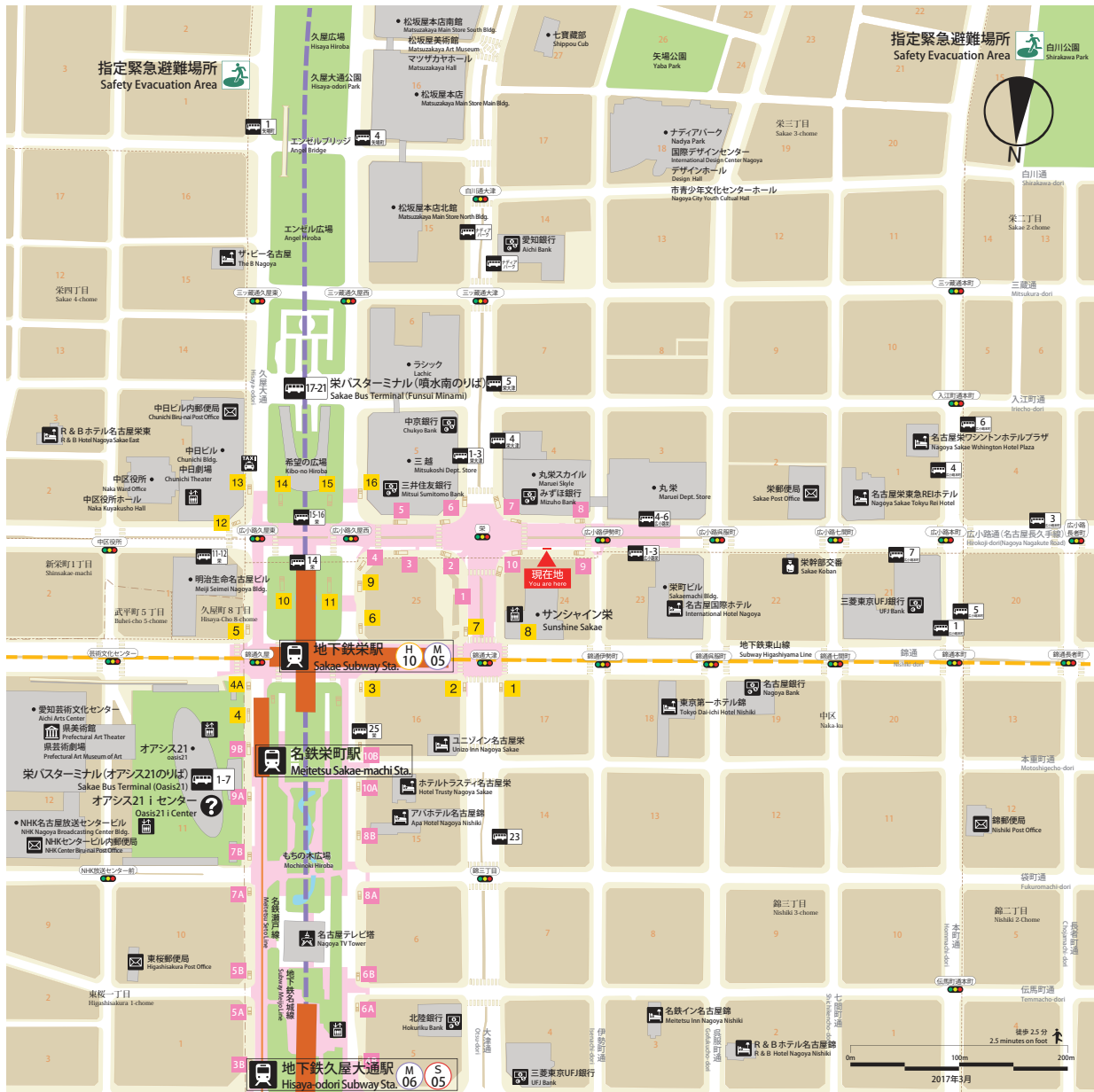
		CMYK	RGB	DIC	マンセル
	歩道・公開空地	C4 M2 Y17 K0	R248 G247 B223	2083	8.5Y 9.58/1.7
	区画ブロック	C10 M10 Y30 K0	R219 G193 B137	2082	2.5Y 7.8/4.86
	街区アウトライン	C17 M25 Y50 K0	R230 G163 B91	506	10R 6/6
	地番	C9 M43 Y67 K0	R207 G133 B87	318	7.5YR 6/6
	建築シルエット	C25 M21 Y22 K0	R201 G197 B192	650	N7.3
	建物アウトライン	C64 M57 Y52 K0	R113 G111 B113	653	0.4P 5.3/11.9
	地下街	C0 M23 Y0 K0	R249 G215 B230	3	10B 5/10
	地下街出入口	C0 M60 Y0 K0	R238 G135 B180	27	5R 4.5/14
	指定緊急避難場所	C100 M20 Y70 K0	R0 G138 B108	-	6.6RP 6.4/11.1
	信号	赤 C0 M88 Y80 K0 黄 C16 M0 Y100 K0 青 C86 M0 Y78 K0 C95 M87 Y90 K10	赤 R232 G62 B48 黄 R227 G227 B0 青 R0 G164 B100 R32 G59 B57	赤 79 黄 169 青 173 541	赤 7.1R 5.16/15.2 黄 0.8GY 8.65/13.52 青 4.4G 5.75/9.67 3BG 2.18/2.03
	名称・角アクセント	C95 M87 Y90 K10	R32 G59 B57	541	5PB 2/1
	ピクトグラムベース	C95 M87 Y90 K10	R32 G59 B57	541	5PB 2/1
	ピクトグラム図柄	C0 M0 Y0 K0	R255 G255 B255	白	N9.5
	現在地	C0 M97 Y95 K0	R230 G25 B25	158	199
	文字・方向矢印	C0 M0 Y0 K0	R255 G255 B255	白	N9.5

I) 案内図作成例

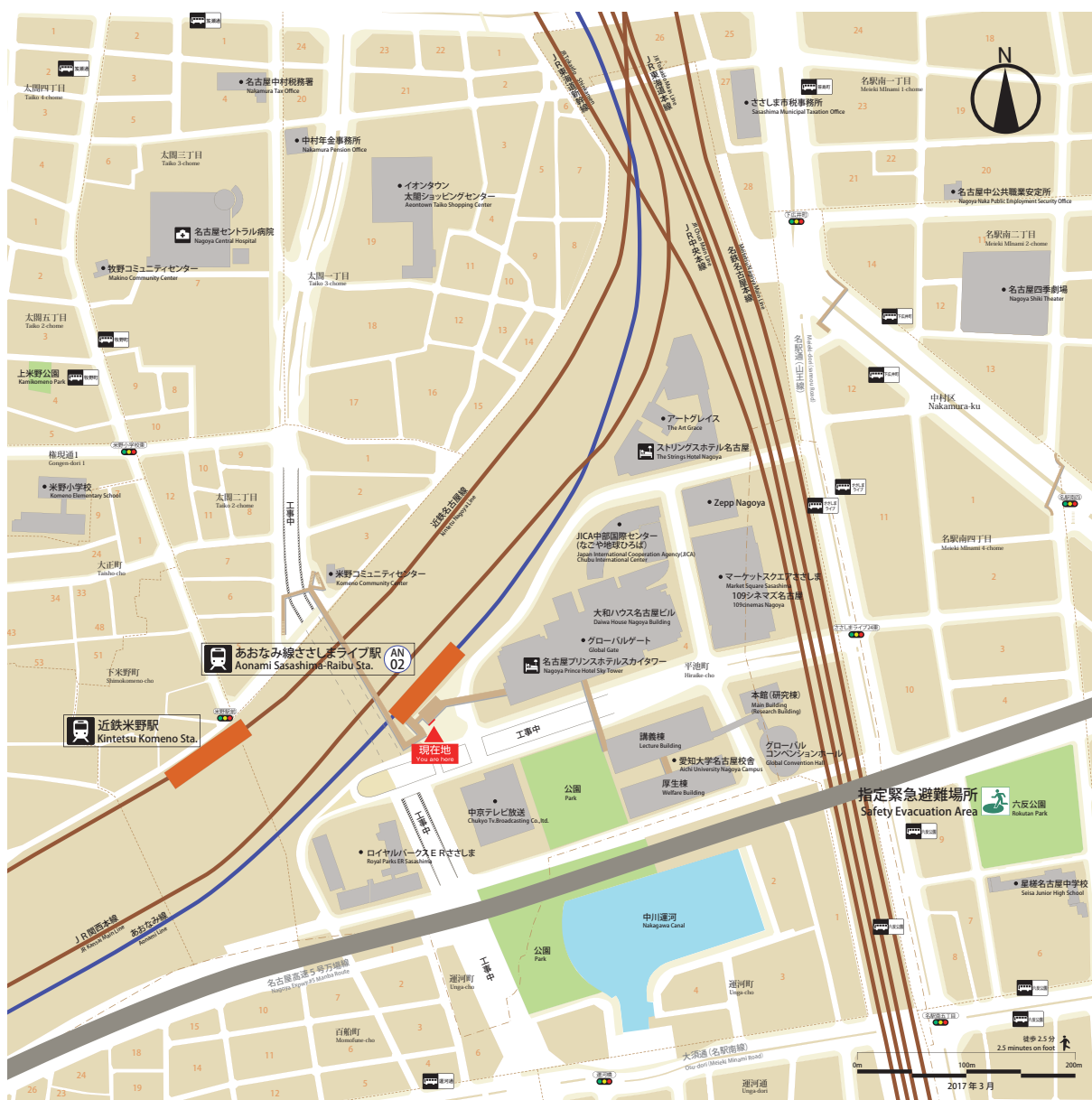
■基本（八事）



■都心 (栄)



■都心（ささしま）

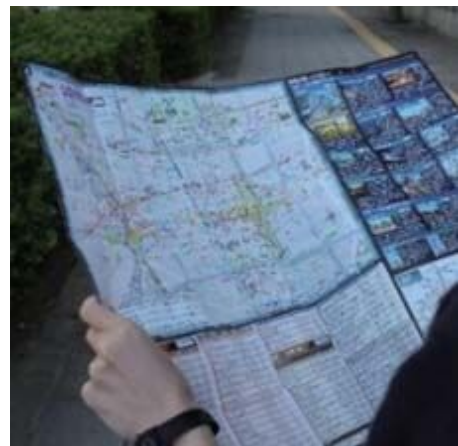


2-2 他の媒体への活用

前項では、歩行者案内サインに設置する案内地図を前提とした表示基準を示しましたが、同様のデザインが紙製のマップや携帯端末のアプリでも利用されることとなれば、現地の案内サインと併せて位置把握が容易となることから、利用者の利便性向上につながるものと考えられます。

本基準においては、そのような利用についても想定し、基準を設定していますが、使用する媒体の特性に注意し、文字の大きさや色彩等には十分に配慮してください。

■案内地図の活用イメージ



3 案内サイン本体

3-1 構造等

3-2 レイアウト

A) 表面

B) 裏面

3-3 表示基準

A) 地点名称

B) 主要施設への誘導

C) 案内地図

D) 凡例

3-4 設置基準

A) 共通基準

B) 鉄道駅の出入口付近への設置基準

C) 観光施設周辺への設置基準

3 案内サイン本体

3-1 構造等

ここでは、案内サイン本体の標準的な大きさやレイアウトについて定めますが、設置場所や設置条件などにより、適宜わかりやすさに配慮し、調整するものとします。

- 1 高さや大きさは、機能や余白など見やすさを十分考慮した上で必要最低限として、圧迫感の軽減や周辺景観との調和に配慮したものとしてください。
例：道路上に設置する場合 公共表示板 高さ 2m 以下 長さ 1.5m 以下
観光案内板 高さ 3.5m 以下 表示面積 3 m²以下
- 2 死角からの飛び出し事故を防止するため、本体の足もとを開放的な構造とするなど、必要と認められる安全策を講じてください。
- 3 離れた地点からでも案内サインの位置を認識できるよう、本体上部に「i」マーク（JIS Z 8210）を多方向から見えるように突出して設置します。
- 4 表示内容の更新に柔軟に対応できるよう、表示面は容易に差し替えできる更新性の高い構造とします。
- 5 夜間の視認性を高めるため、内照式の照明を設けます。

3-2 レイアウト

A) 表面

- 1 歩行者を案内するための要素として、地点名称、案内地図、凡例、主要施設への誘導を表示します。
- 2 公共空間にふさわしい広告物は掲載可能です。ただし、主機能である歩行者を案内するための構成要素の阻害とならないよう、広告物部分の大きさは、表示面積全体の3分の1までとします。
- 3 国内外からの来訪者が増えていることから、主要な観光地などの施設紹介等を掲載することも可能です。ただし、長文を掲載する場合は、文字の大きさを5mm以上とし、視認性の確保には配慮してください。

B) 裏面

公共空間にふさわしい広告物は掲載可能ですが、1つの面に対し細切れに掲載するのではなく、面全体を活用するようなデザインとしてください。

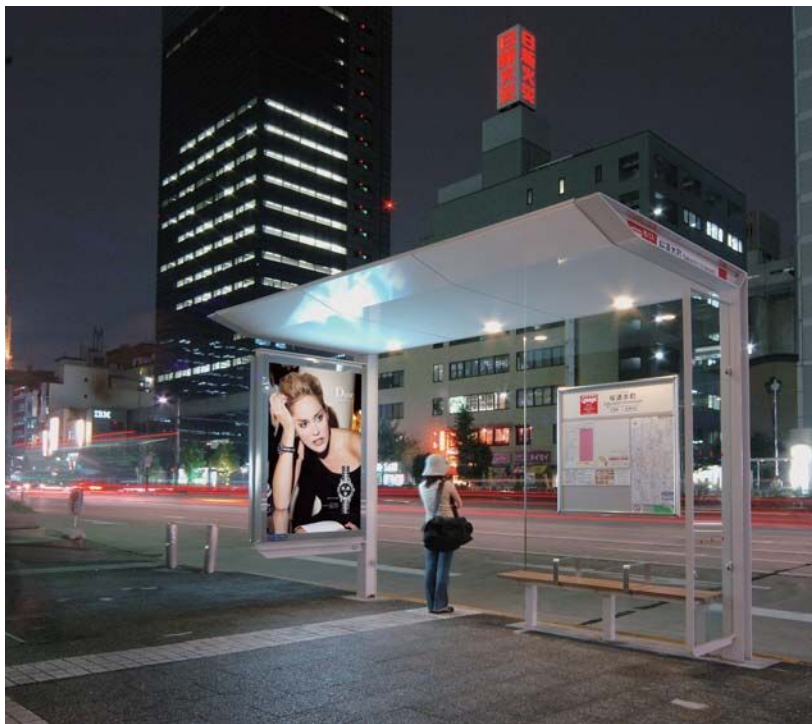
※ 広告の掲載については、名古屋市屋外広告物条例のほか、歩行者案内サインを設置する場所により、道路法、公園法などの関係法令等への適合が必要です。

■例：観光案内板イメージ





本体イメージ写真



広告イメージ写真

3-3 表示基準

A) 地点名称

- 1 現在の位置を確認するため、案内サインの設置位置を示す地点名称を表示します。
- 2 地点名称は、日本語（漢字、ひらがな）と英語で表記します。
- 3 書体は、視認性に優れた角ゴシック体を基本とします。
【例】ヒラギノ UD 角ゴシック W5 / 新ゴ W5
- 4 文字の大きさ、文字間隔は、以下のとおりとします。
- 5 長体は、基本的に用いないこととします。

■文字のレイアウト

	30mm	
60mm	栄	さかえ
		30mm
		15mm
	Sakae	30mm



B) 主要施設への誘導

- 1 周辺の主要施設の名称を掲載し、現在の位置から主要施設への方向を矢印で示します。
- 2 主要施設誘導は、日本語と英語で表記します。
- 3 掲載する主要施設は、以下のとおりとします。



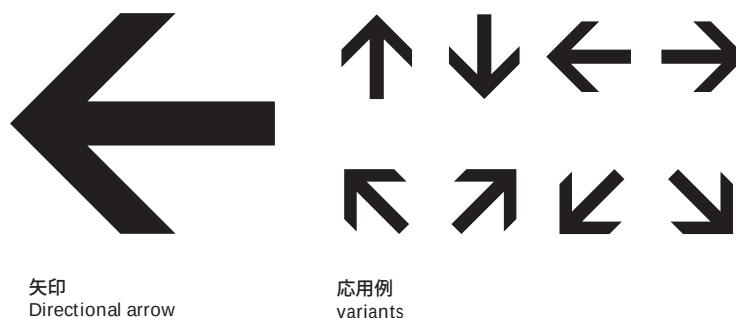
■掲載する主要施設

優先的に掲載する施設	・鉄道駅 ・観光案内所 ・指定緊急避難場所（地図中にない場合）	・地下鉄出入り口 ・旅客船ターミナル	・バスターミナル ・主要観光施設
表示面に余裕のある場合に掲載する施設	・銀行 ・警察署・交番	・ホテル ・港	・病院

※掲出ルールは以下の通り

- ①鉄道駅は最優先に掲載する
 - ②その他は集客数などニーズの高い順に掲載（②が不明な場合、距離が近い順）
- 4 書体は、視認性に優れた角ゴシック体を基本とします。
【例】ヒラギノ UD 角ゴシック W5 / 新ゴ W5
 - 5 掲載施設数は、適切な視認性を確保するために、文字サイズ 35mm で掲載可能な数までを目安とします。
 - 6 矢印は、JIS Z 8210 で定められた記号を使用します。

■矢印のイメージ



-
- 7 矢印は、現在地に対し主要施設の方向を示します。
 - 8 矢印の方向は、前後左右の4方向を基本としますが、これによる表示が利用者に誤解を与える可能性がある場合は、中間方向の表記（斜め方向の矢印）を使用することも可能です。
 - 9 矢印と文字のレイアウトは、以下のとおりです。
 - 10 掲出する施設を絞りこみ、長体は基本的に用いないこととします。レイアウト上、どうしても必要となる場合には、長体ではなく、文字の大きさにより調整をします。

■矢印と文字のレイアウト

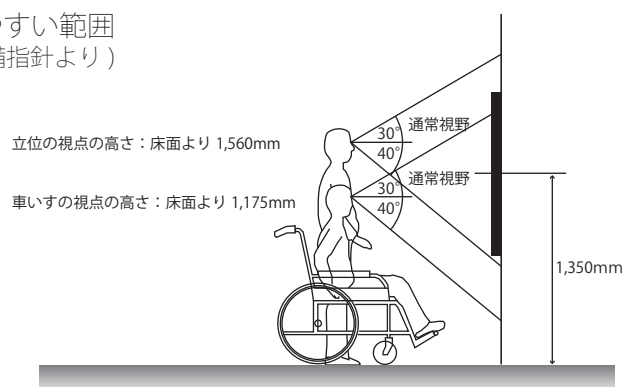


C) 案内地図

前章に示した案内地図を掲載する部分です。案内地図の取付け高さは、地図の中心が床面から1,350mm 程度とすることを標準とします。



■車いす利用者が見やすい範囲 (福祉都市環境整備指針より)



D) 凡例

- 1 凡例には、地図内で用いられているピクトグラム及びピクトグラムが表わすものの名称を表示します。
- 2 ピクトグラムが表わすものの名称は、4 か国 5 言語表記（日本語、英語、中国語（簡体・繁体）、ハングル）とします。
- 3 書体は、視認性に優れた角ゴシック体を基本とします。
【例】ヒラギノ UD 角ゴシック W5 / 新ゴ W5
- 4 ピクトグラムが表わすものの名称は 16mm 以下とし、以下の比率で作成します。
- 5 掲出する施設を絞りこみ、長体は基本的に用いないこととします。レイアウト上、どうしても必要となる場合には、長体ではなく文字の大きさにより調整をします。

■ピクトグラムと文字のレイアウト



3-4 設置基準

歩行者案内サインは、行動起点となる鉄道駅の出入口付近または観光施設周辺等に設置します。

A) 共通基準

- 1 歩行者の通行、見通しの障害とならない場所を選び設置します。
- 2 道路上に設置する場合、原則として、歩道上の歩車道境界から 250mm 控えた位置に設置します。
- 3 設置場所が植込み、花壇、ステップなどの場合は、上記にかかわらず、車椅子などの接近が容易なように、できる限り前面に近づけて設置します。なお、物理的に接近が困難な場合は、別の場所に設置します。
- 4 近接してサインが設置され、圧迫感を与える、サインが乱立するなど景観上の障害とならないよう、既存の周辺サインとの統合や取り替えを検討し、集約を図ることが望ましいです。

B) 鉄道駅の出入口付近への設置基準

- 1 鉄道駅においては、人通りの最も多い出入口付近に 1 基設置することを基本としますが、それ以外にも人通りの多い出入口があるときは、その付近へも適宜設置することとします。
- 2 物理的に案内サイン設置のためのスペースが確保できない場合など、やむを得ない場合は、直近の主要交差点付近に設置します。

C) 観光施設周辺への設置基準

観光施設が駅から少し離れている場合で、道中に曲がり角等があり、どちらの方向に施設があるか分かりづらい場所などに設置します。

4 維持管理

- 4-1 清掃・点検
- 4-2 掲載情報の更新
- 4-3 適正配置

4 維持管理

4-1 清掃・点検

設置された案内サイン本体は、定期的な清掃・点検を行い、汚損や破損、危険状態などをすみやかに発見し、美観と安全性を維持できるようにする必要があります。

4-2 掲載情報の更新

都市の状況は常に変化しており、案内サインは正確で新しい情報を利用者に提供し続けることが必要です。市公式ホームページで公開している掲載施設リストは、適宜更新を行っていきますので、すでに掲載されている情報と照らし合わせて、必要に応じて更新されることを期待します。

なお、案内サインの余白は情報の読み取りやすさのために必要なものであり、余白部分に情報を付け足していくことは、わかりやすさを低下させることから望ましくないものと考えます。情報の更新にあたっては、盤面全体のバランスを考えることが大切です。

4-3 適正配置

都市の中において人の動きは時代とともに変化することから、定期的に配置を見直すことが必要です。必要がなくなったと判断される案内板は、撤去することが望ましいです。

参考資料

- 1 表記方法の留意点
 - 1) 地点名称
 - 2) 施設名称
 - 3) 道路名称
 - 4) ローマ字・英語の表記
 - 2 掲載方法詳細
 - 3 改定経緯と体制
-

参考資料

1 表記の方法の留意点

1) 地点名称

- 1 歴史的由来、伝統性を尊重し、市民共通の財産として親しまれている地名を大切にする。
- 2 ランドマーク的建造物、利用性の高い施設の所在をクローズアップし、実質的な案内機能の充実をはかる。
- 3 街区、町名の表現、バス停留所、地下鉄駅で採用の名称との矛盾混乱がおこることがあるので、周辺との調整を図り、円滑な案内に役立つようにする。
- 4 点から線へのつながりに留意し、できるだけ周辺との関係が理解できるように配慮する。

道路上の特定地点（多くは道路交差点）を表わす名称には、その背景、成り立ちによって以下のような種類がある。

	(事例)
イ 伝統的な町名、字名によるもの	水主町（中村区名駅南）、布地（東区代官町）
ロ 通り名称、丁目方式によるもの	黄金通五丁目（中村区熊野町）
ハ 交差する二本の道路名の連記で表わすもの	広小路七間町通（中区錦二丁目）
ニ 地下鉄、バス停留所名で表わすもの	御器所（昭和区緑町）
ホ 施設、史蹟、社寺の所在を持って地名とするもの	香流小学校（名東区猪高町）
ヘ 起源は正確ではないが定着した通称によるもの	法花（中川区法華）
ト 地元住民、商工連合などが採用した愛称によるもの	一柳（中川区打出）、円頓寺（西区幅下）

事例でみるように実際の表示と違った表記がされることがあるので、上記 1～4 に示す表記方法を検討し決定する。

2) 施設名称

表記する施設については、掲出内容にしたがい、対象となる施設を表記する。
通常は正式名称を使用するが、表記対象となる施設の正式名称が長すぎるものや複合的な機能をもつ施設などについては、表示面のレイアウトスペースに収めることが難しい場合がでてくる。
したがって、サイン表記として可読性の低いものになることをさけるためには、必要かつ十分な名称表記を採用するのが現実的である。

■留意点

- 1 日常的に呼称されている名称を考慮する。
- 2 原則として「名古屋市」「愛知県」を省略する。
- 3 同種施設で県立、市立など複数ある場合は「県」または「市」の字を冠する。
- 4 ひとつの建築物または区域が複数の施設を含む場合は総合名称で表記する。総合名称をもたない、またはあまりポピュラーでない場合は、公共利用度の高い施設、一般に良く知られた施設の名称で代表させることもできる。

(正式名称)		(通常サインの略称表記)
名古屋市国際展示場	—————	国際展示場
名古屋市中企業振興会館	—————	市中小企業振興会館
名古屋市体育館	—————	市体育館

複合施設の表記例



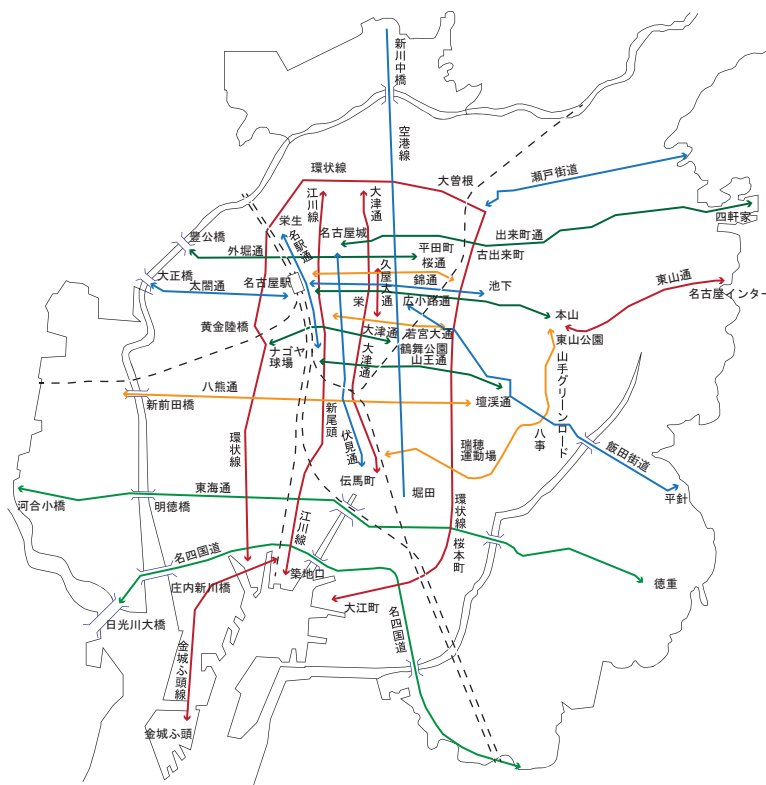
※ 掲出内容に該当する施設

3) 道路名称

道路名称は伝統的に定着し、今日に受け継がれているものと、比較的新しく設定されたものがある。本来は通りの名や街道名であったものが町名化したり、道路の性格が名称となったものもある。また施設の所在が新たに通りの名称として登場してくる例、商店街が名乗る名称が通り名として定着する例もある。したがって名古屋市において「通」「小路」「本通」「道」がついても、必ずしも道路名称ではなく、地点・地域名称であることもあり、また双方が並列的に存在することもある。ここでは、純粹に通行路線としての道路名称を対象に取り上げる。

■表記の方法と留意点

- 1 国道、主要地方道、県道などにおいて日常的に呼称されている名称や、道路に愛称が設定されているものの中から最もふさわしい名称を選択し決定する。（下図参照）なお、国道については（ ）書きで併記し、また特に必要がある場合は他の名称を（ ）書きで併記する。
- 2 ふさわしい名称がない場合は、緑道、コミュニティ道路など他にネーミングされたものがあれば、可能な限り表記する。



4) ローマ字・英語の表記

■ローマ字（ヘボン式）の綴り

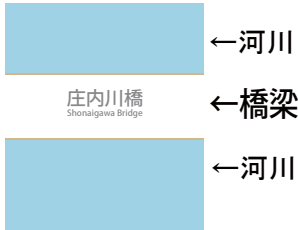
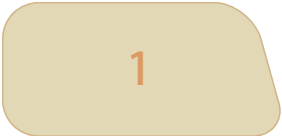
日本語音					ヘボン式音				
あ	い	う	え	お	a	i	u	e	o
か	き	く	け	こ	ka	ki	ku	ke	ko
さ	し	す	せ	そ	sa	shi	su	se	so
た	ち	つ	て	と	ta	chi	tsu	te	to
な	に	ぬ	ね	の	na	ni	nu	ne	no
は	ひ	ふ	へ	ほ	ha	hi	fu	he	ho
ま	み	む	め	も	ma	mi	mu	me	mo
や		ゆ		よ	ya		yu		yo
ら	り	る	れ	ろ	ra	ri	ru	re	ro
わ					wa				
ん					n				
が	ぎ	ぐ	げ	ご	ga	gi	gu	ge	go
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	za	ji	zu	ze	zo
だ	ぢ	づ	で	ど	da	ji	zu	de	do
ば	び	ぶ	べ	ぼ	ba	bi	bu	be	bo
ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ	pa	pi	pu	pe	po
きゃ		きゅ		きょ	kya		kyu		kyo
しゃ		しゅ		しょ	sha		shu		sho
ちゃ		ちゅ		ちょ	cha		chu		cho
にゃ		にゅ		にょ	nya		nyu		nyo
ひゃ		ひゅ		ひょ	hya		hyu		hyo
みゃ		みゅ		みょ	mya		myu		myo
りゃ		りゅ		りょ	rya		ryu		ryo
ぎゃ		ぎゅ		ぎょ	gya		gyu		gyo
じゃ		じゅ		じょ	ja		ju		jo
びゃ		びゅ		びょ	bya		byu		byo
ぴゃ		ぴゅ		ぴょ	pya		pyu		pyo

基本事項	●はねる音『ん』は n で表す。 ただし m、b、p の前では m を用いる。	三の丸 Sannomaru 新 川 Shinkawa 本 町 Hommachi 天白区 Tempaku-ku 新堀町 Shimbori-cho
	●はねる音を表す n と次にくる母音字または y とを切り離す必要がある場合は、n の次に「-」（ハイフン）を入れる。	新尾頭 Shin-oto 新池町 Shin-ike-cho
	●つまる音は、最初の子音字を重ねて表す。ただし、次に ch が続く場合には c を重ねず t を用いる。	吉 根 Kikko 八勝通 Hassho-dori 仏地院 Butchiin
	●長音を表すために『ー』『^』あるいは h を用いない。	太田町 Ota-cho 大山町 Oyama-cho
	●地名・施設名称等は、普通名詞部分は英語に訳して表記する。	名古屋市役所 Nagoya City Hall 東山公園 Higashiyama Park
	●英文名称の表記は、大文字・小文字のいずれでも良い。ただし各語の書き始めは大文字でなければならない。	千種区役所 Chikusa Ward Office
	●同一名称内では大文字綴りの語と小文字綴りの語を混用しないこととする。	名城公園 Meijo PARK （不可） 興正寺 Koshoji TEMPLE （不可）
	●固有名詞 + River （Canal ）とする。	庄内川 Shonai River 中川運河 Nakagawa Canal
河川名	●固有名詞（固有の名称）が完全に独立していない場合は右の例によることができる。	黒川 Kurokawa River
橋梁名	●固有名詞 + Bridge とする。	東雲橋 Shinonome Bridge 庄内川橋 Shonaigawa Bridge 呼続大橋 Yobitsugi-ohashi Bridge ※～大橋、～小橋等については、 ～ohashi Bridge ～kohashi Bridge
寺院・神社	●普通名詞部分は英語に訳して表記する。	日泰寺 Nittaiji Temple 熱田神宮 Atsuta Shrine 英平寺名古屋別院 Eiheiji Nagoya Betsuin Temple

路名	●全体をローマ字で表記する。	桜通 Sakura-dori 名東本通 Meito-hondori 江川線 Egawa Road 赤荻町線 Akahagi-cho Road 名古屋高速 Nagoya Expressway 名古屋環状線 Nagoya Ring Road 千代田街道 Chiyoda-kaido
	●道路愛称等で町・通が同時に使われる場合は、最後のもののみハイフンを用い、それ以前のものには用いない。	京町通 Kyomachi-dori 東大曽根町本通り Higashi Ozonecho-hondori
	●地点名表示で 2 つの町・通名が結合される場合には、cho、dori 等にはハイフンを付けない。	大津通袋町 Otsudori-Fukuromachi
町名	●全体をローマ字で表記する。	武平町 Buhei-cho 桜本町 Sakura-hommachi 城山新町 Shiroyama-shimmachi 上飯田北町 Kamiida-Kitamachi 三の丸三丁目 Sannomaru 3-chome
	●町名・地点名等のうち、東西南北＋固有名詞あるいはこの逆の構成になっていて、かつ意味の上で分離可能なものは、東西南北を分離する。	西大須 Nishi Osu 名駅南 Meieki Minami
市営交通機関の駅名・バス停名	●全体をローマ字で表記する。	東山公園 Higashiyama Koen 市役所 Shiyakusho 猪高車庫 Itakashako
	●英語名が必要と思われる場合には（ ）書きで付記する。	名古屋港 Nagoyako (Nagoya Port)

名古屋市英文表示基準（一部修正）より

2 掲載方法詳細

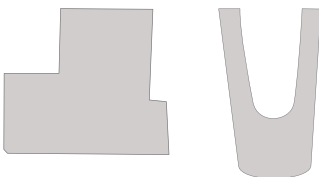
1	河川/池/運河		
		色	CMYK 35-0-5-0 (DIC 19)
		形状	シルエットで表示
		留意事項	ふ頭については、ピクトグラムも配置
2	道路（一般道路）		
		色	CMYK 0-0-0-0 中央分離帯：CMYK 10-10-30-0 名称：CMYK 0-0-0-60
		形状	シルエットで表示 アトライン：線幅 0.1mm 名称：文字高 9mm
		留意事項	通り名・橋りょう名は道路に沿って表記 中央分離帯がある場合は街区の色で表示 高架やアンダーパスの場合は立体的に表現
3	橋梁		
		色	CMYK 0-0-0-0 欄干：CMYK 17-25-50-0 名称：CMYK 0-0-0-60
		形状	シルエットで表示 アトライン：線幅 0.1mm 名称：文字高 9mm
		留意事項	橋梁名は道路に沿って表記
4	街区		
		色	CMYK 10-10-30-0 アトライン：CMYK 17-25-50-0 (DIC 506) 名称：CMYK 9-43-67-0 (DIC 318)
		形状	シルエットで表示 アトライン：線幅 0.1mm 名称：文字高 9mm
		留意事項	街区番号は、街区の中央付近への配置を基本とし、他の表記と重なる場合は調整する

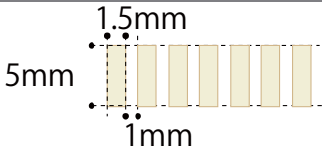
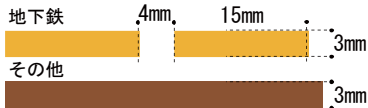
5	公園・緑地、緑道、街園		
	色	CMYK 29-0-55-0（DIC 13）	
	形状	シルエットで表示	
	留意事項	—	

6	歩道、駅前広場		
	色	CMYK 4-2-17-0 (DIC 2083)	
	形状	シルエットで表示	
	留意事項	—	

7	横断歩道橋、ペDESTリアンデッキ		
	色	CMYK 17-25-50-0 (DIC 506) 階段：CMYK 10-10-30-0 影：CMYK 0-0-0-40	
	形状	構造物に沿って表示 階段部は線にて表示	
	留意事項	街区の色で影をつけ立体的に表現 エレベーター・エスカレータがある場合はあわせてピクトグラムもあわせて表示	

8	地下街・地下横断施設		
地下街 階段部 出入口番号 1 12mm	色	CMYK 0-23-0-0 (DIC 3) 階段部：CMYK 17-25-50-0 (DIC 506) 出入口番号：CMYK 0-60-0-0 (DIC27)	
	形状	シルエットで表示 地下への階段部は線にて表示し、出入口番号を表記	
	留意事項	エレベータ・エスカレータがある場合はあわせてピクトグラムを表示	

9	建物全般		
	色	CMYK 25-21-22-0 (DIC650) アウトライン：CMYK 64-57-52-0 (DIC653)	
	形状	建物のシルエットで表示 アウトライン：線幅 0.1mm	
	留意事項	建物や屋外構造物はデフォルメして概形で表示	

10	道路（自動車専用道路）		
		色	CMYK 49-42-49-0（DIC 543）
		線	線幅 10mm
		留意事項	IC の名称もあわせて表示
11	横断歩道		
		色	CMYK 4-2-17-0（DIC 2083） アトライン：CMYK 17-25-50-0（DIC 506）
		線	横断歩道の延長に対し、左図規定で配置 アトライン：線幅 0.1mm
		留意事項	—
12	鉄道路線		
		色	地下鉄・あおなみ線・ゆとりーとライン：各路線に応じた色（P13参照） それ以外：CMYK 50-78-100-0（DIC 323）
		線	地下鉄：線幅 3mm の破線(15mm,4mm) それ以外：線幅 3mm の実線
		留意事項	路線名は路線に沿って表記
13	市・区・町丁		
		色	CMYK 37-62-100-0（DIC 338）
		線	市町村境界：線幅 0.5mm の実線 区境界・町丁境界：線幅 0.5mm の破線
		留意事項	名称は明朝体で表記

14	街路樹		
(作成例)		色	—
イチョウ		留意事項	特に規定しないが、イメージしやすいように色や表現を工夫する
サクラ			

15	信号機		
		色	緑：CMYK 86-0-78-0 (DIC173) 黄：CMYK 16-0-100-0 (DIC169) 赤：CMYK 0-88-80-0 (DIC79) 黒：CMYK 95-87-90-10 (DIC541)
		留意事項	信号図で表示し、上部中央に交差点名を表記 交差点名は線幅 0.1mm の枠線（角丸・黒色）で囲む

16	鉄道駅〔駅〕		
		色	地下鉄・あおなみ線・ゆとりーとライン：各路線に応じた色（P13参照） アトライン：CMYK 64-57-52-0（DIC653）
		留意事項	駅名の右側に駅記号番号を表示 ピクトグラム、駅名、駅記号番号を線幅 0.5mm の枠線で囲む アトライン：線幅 0.1mm

17	鉄道駅〔駅出入口〕		
		色	階段部：CMYK 17-25-50-0（DIC 506） 出入口番号：CMYK 0-14-100-0（DIC125）
		留意事項	地下への階段部は線にて表示し、出入口番号を表記 地上駅については階段表現はなし エレベータ・エスカレータがある場合はあわせてピクトグラムを表示

18	バスターミナル		
		色	CMYK 0-0-0-100
		留意事項	ピクトグラムの右側にバス停番号を表示。

19	バス停		
		色	CMYK 0-0-0-100
		留意事項	ピクトグラムの右側にバス停名を表示 バス停番号がある場合は、バス停名の上部にあわせて表示

3 改定経緯と体制

1) 改定経緯

<改定経緯>

昭和 63 年 4 月 「名古屋市歩行者系サインマニュアル」策定

平成 7 年 3 月 「名古屋市歩行者系サインマニュアル」【改定版】策定

平成 14 年 9 月 「名古屋市歩行者系サインマニュアル」【第二次改定版】策定

<第三次改定>

平成 26 年 2 月 広告・景観審議会へ諮問「公共空間における屋外広告物・サインのあり方について」

平成 26 年度 広告・景観審議会 広告・サイン検討専門部会開催（計 5 回）

平成 27 年 10 月 広告・景観審議会より答申

平成 28～29 年度 歩行者系サインマニュアル改定検討会（庁内）

平成 29 年 12 月 「名古屋市歩行者案内サインマニュアル」（第三次改定版）策定

2) 体制

＜広告・景観審議会 サイン検討専門部会＞ ※平成 26 年度現在

愛知県立芸術大学名誉教授	野田 理吉
名古屋工業大学大学院准教授	伊藤 孝紀
大同大学教授	嶋田 喜昭
愛知広告協会監事	高橋 公比古
広島国際学院大学教授	伏見 清香
愛知県弁護士会	松隈 知栄子

＜サインマニュアル改定検討会（庁内）＞ ※平成 29 年度現在

防災危機管理局	危機管理企画室長
観光文化交流局	観光交流部観光推進室長
	観光交流部主幹（多文化共生・国際貢献）
健康福祉局	障害福祉部主幹（障害者差別解消・福祉都市推進）
緑政土木局	路政部道路管理課長
	路政部道路利活用課主幹（道路の利活用に係る企画調整）
	路政部道路維持課長
交通局	営業本部企画財務部経営企画課長
住宅都市局	都市整備部まちづくり企画課長
	都市整備部名港開発振興課長
	リニア関連都心開発部都心まちづくり課長
	リニア関連都心開発部主幹（栄）
	リニア関連都心開発部リニア関連・名駅周辺開発推進課長
	リニア関連都心開発部主幹（名駅ターミナル機能強化）
	都市計画部都市景観室長